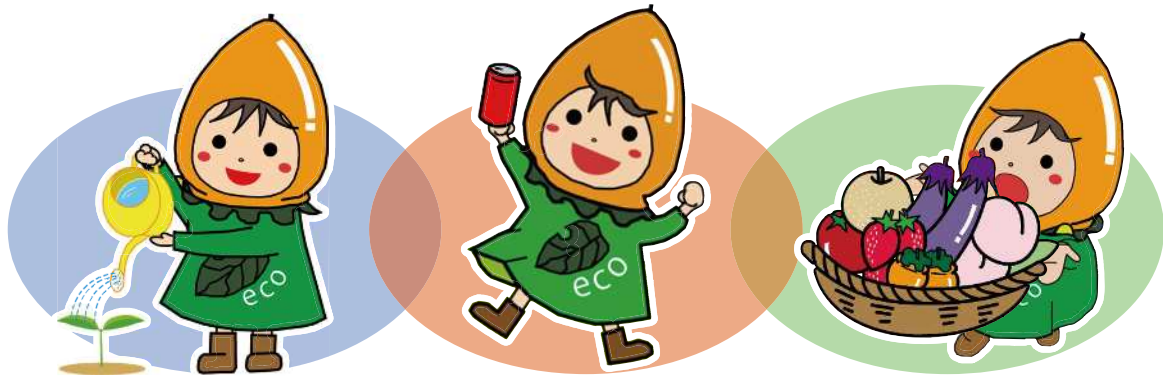


幸田町一般廃棄物処理基本計画

計画期間

平成 26 年度（2014年）～ 令和 10 年度（2028年度）

概要版



令和 6 年 3 月
幸 田 町

本計画は、平成 26 年 3 月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」の点検・評価を行い、廃棄物の減量化・資源化推進のための排出抑制、資源化・再生利用、適正な収集・運搬、中間処理、最終処分のあり方と講ずべき施策を明らかにすることで、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の処理を長期的・総合的視点に立ち適正に推進するためのものです。

また、「愛知県廃棄物処理計画」などの国や県の方針を勘案しつつ、「食品ロス削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」等の関連法に基づき、「食品ロス削減推進計画」を盛り込み、本町の特性に合わせた計画とします。

1. ごみ処理基本計画 1
2. 生活排水処理基本計画 5
3. 食品ロス削減推進計画 7

1. ごみ処理基本計画

本町では、「循環型社会を構築し、資源を大切にするまち」を基本理念に掲げ、ごみの発生抑制、資源化及び適正処理に関する施策を展開してきました。

この基本理念は、上位計画にあたる第 2 次幸田町環境基本計画（令和 5 年度（2023 年度）～令和 14 年度（2032 年度））で示された将来の望ましい環境像であるとともに、本計画の根幹をなす基本的な考え方であることから、今回の改定においても、引き続き計画の基本理念として引き継いでいくものとします。

基本理念 「循環型社会を構築し、資源を大切にするまち」

基本方針

基本方針

1 発生抑制・資源化促進に向けた意識向上の促進

循環型社会の構築には、町、町民及び事業者の一人ひとりがごみの減量化・資源化を意識し行動することが大切です。そのために、情報提供、啓発及び環境教育の推進により意識向上の促進を図ります。

基本方針

2 限りある資源を有効活用し、さらなる資源化の促進

さらなる資源化を促進していくには、一人ひとりが意識し行動することのほかに、分かりやすく実践しやすい処理の仕組みを構築する必要があります。国や県などのごみ処理行政の動向や処理技術の進歩状況などを考慮し、より効率的な分別区分や処理体制の見直しを行っていきます。

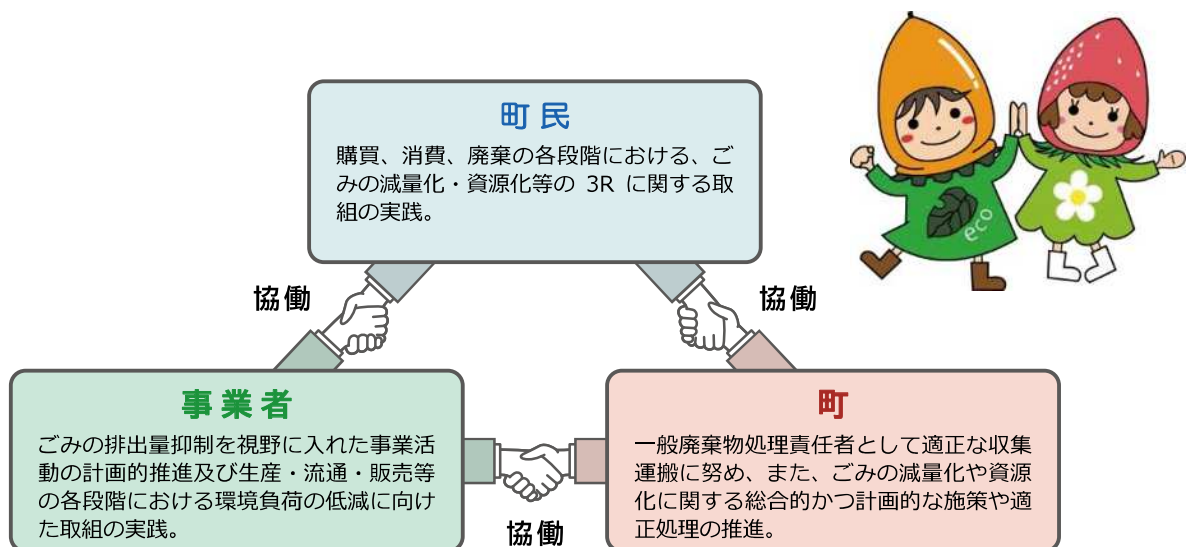
基本方針

3 適正処理の推進と不適正処理の防止

ごみの適正な処理を推進するとともに、不適正な処理について、町、町民、事業者と共同のもと未然防止策を含めた対策を取っていく必要があります。

計画の基本的な考え方

本計画の推進に当たっては町、町民、事業者がそれぞれに課せられた取組を実施していく必要があります。それらの取組が継続的で、実効性のあるものにするため、町、町民、事業者の役割及び関係性を定めます。



発生抑制に向けた町、町民、事業者の役割

実施主体	実施内容
町の役割	● 家庭での生ごみ堆肥化や水切りなどによるごみ減量を促進します。 ● ごみ減量に関する積極的な情報提供や学習機会の充実などにより、町民の意識の啓発に努めます。 ● リユース品の利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努めます。 ● マイバグの持参や過剰包装の抑制、使い捨てプラスチック製品などの使用削減を周知します。
町民の役割	● 生ごみの堆肥化や水切りなどにより、ごみ減量を進めましょう。 ● マイバグを持参してレジ袋を削減するなど過剰な包装は断りましょう。 ● 不必要なものは買わない、不必要になったものは他の使い道を検討するなど、無駄なごみの排出抑制や再利用に努めましょう。
事業者の役割	● 減量化等計画書を作成し、運用しましょう。 ● 使用する消耗品は省資源の物品を選び、さらにごみの発生しにくい製品やサービスを提供しましょう。

再資源化に向けた町、町民、事業者の役割

実施主体	実施内容
町の役割	● 「家庭ごみの分け方・出し方」の活用、事業系ごみの適正な分別を啓発し、ごみ分別の徹底を図ります。 ● PA子ども会などが実施する資源回収活動を支援します。 ● ごみの適正な処理に関する積極的な情報提供や学習機会の充実などにより、分別の周知徹底に努めます。 ● 燃やすごみの組成調査を実施することで分別状況を把握し、問題点・課題の洗い出しや改善策を検討します。 ● プラスチック類、ペットボトル、小型家電など原料や燃料としてリサイクルできるよう普及啓発活動に努めます。
町民の役割	● 「家庭ごみの分け方・出し方」を活用し、正しく分別しましょう。 ● PA子ども会などが実施する資源回収や、使用済み食用油の店頭回収などに協力しましょう。 ● リサイクルしやすい製品や再生品を使用した製品を選びましょう。
事業者の役割	● 工場・事業所から発生するごみを正しく分別しましょう。 ● リサイクルしやすい製品や再生品を使用した製品を取り扱い、店舗では使用済み食用油の回収窓口を設置しましょう。



不法投棄・不適正処理対策に向けた町、町民、事業者の役割

実施主体	実施内容
町の役割	● 定期的なクリーン運動の実施により、町民意識の高揚に努めます。 ● 町民・事業所がクリーン運動を実施しやすい体制づくりを検討します。 ● 意識啓発や指導などにより、家庭や事業所における違法なごみの野外焼却防止に努めます。 ● クリーンパトロール活動及びごみ出しマナー向上カメラ設置により、不法投棄の未然防止を図ります。 ● 不法投棄の早期撤去などとともに、地域による自主的な不法投棄防止策を支援します。
町民の役割	● クリーン運動に積極的に参加しましょう。 ● 町で収集していないごみについては、処理方法を町などに問い合わせ、適正に処理しましょう。 ● 家庭における不適正なごみの野外焼却はやめましょう。 ● 地域をきれいに保ち、ポイ捨てをされにくい環境をつくりましょう。
事業者の役割	● 地域の一員としてクリーン運動に積極的に参加しましょう。 ● 事業所における違法なごみの野外焼却はやめましょう。 ● 事業系一般廃棄物・産業廃棄物の適正処理に努めましょう。 ● 事業所周辺をきれいに保ち、ポイ捨てをされにくい環境をつくりましょう。

ごみ削減に関する目標

目標達成に向けては、3Rの取組のうち、リデュース（発生抑制）→リユース（再使用）→リサイクル（再生利用）の順に優先順位を定め、取り組んでいきます。

目標指標			実績値	目標値	（参考値）
			令和4年度 （2022年度）	令和10年度 （2028年度）	令和12年度 （2030年度）
1	一人一日当たりのごみ排出量	g/人・日	655	693	688
		基準年度（令和4年度）に対する増減	-	+5.8%	+5.0%
2	処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	g/人・日	555	549	545
		基準年度（令和4年度）に対する増減	-	-1.0%	-1.8%
3	再生利用率 （リサイクル率）	%	26.0	31.1	31.1
4	最終処分量	%	3.9	3.5	3.5

注）各指標の算定式は以下のとおり。

◇一人一日当たりのごみ排出量：ごみ総排出量÷総人口÷365日

◇処理しなければならないごみの一人一日当たりの量：（ごみ総排出量－（資源ごみ（生活系、一般事業所、公共施設）＋資源回収量＋資源拠点回収量））÷総人口÷365日

◇再生利用率：（再生利用量÷ごみ総排出量）×100

◇最終処分量：（最終処分量÷ごみ総排出量）×100

2. 生活排水処理基本計画

生活排水は河川の水質汚濁の大きな要因となっており、生活排水を適正に処理することは非常に重要な課題といえます。

現状では、下水道整備や合併処理浄化槽の設置補助金制度の実施により水質改善対策は着実に進んでいますが、今後とも行政・町民・事業者が一体となった生活排水処理対策を推進し、水質の維持改善と、自然環境の保全を図る必要があります。

基本方針

基本方針

1 地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備

生活排水処理施設の整備は、公共下水道や農業集落排水施設が整備されている区域（以下、「集合処理区域」といいます。）と、これらの施設が整備されておらず各戸で生活排水処理を行う必要がある区域（以下、「個別処理区域」といいます。）に分け、地域の自然的・社会的条件を考慮した上で、適切な生活排水処理施設の整備を進めます。

基本方針

2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿・浄化槽汚泥の効率的な収集・処理方法を検討していきます。

基本方針

3 生活排水対策に関する意識の向上

啓発や具体的な取組方法の周知により、町、町民、事業者により生活排水対策を進めるとともに、環境への負荷が少ない生活排水処理への転換を促進していきます。

生活排水処理に関する計画

以下の2つの区域に分けて生活排水処理人口の普及を促進します。

集合処理区域

公共下水道、農業集落排水施設の整備・接続を促進します

個別処理区域

合併処理浄化槽による処理を推進します



生活排水の適正処理に向けた町、町民、事業者の役割

実施主体	実施内容
町の役割	● 学校教育をはじめ一般に向けた生活排水処理について学べる機会や場の創出を進め、町民による生活排水対策の意識向上に努めます。 ● 生活排水の汚濁負荷を削減させるため、発生・排出段階における具体的な取組方法の周知や啓発を行います。 ● 浄化槽設置者に対して、保守点検・清掃・法定検査の3つの義務の敢行について周知・啓発を行います。 ● 助成制度の継続を通じ、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めます。 ● 集合処理区域において、公共下水道または農業集落排水施設の普及率向上に向けて啓発や周知を継続していきます。また、適正な維持管理を行います。
町民の役割	● 食用油などを直接排水口に流さないようにしましょう。 ● 油污れなど汚濁負荷の高い汚れはキッチンペーパー等でふき取ってから洗うようにしましょう。 ● 洗剤の適正利用に努めましょう。 ● 風呂の残り湯を洗濯などに利用しましょう。 ● 生活雑排水を散水などに利用しましょう。 ● 集合処理区域内では、公共下水道または農業集落排水施設への早期接続に努めましょう。 ● 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換に努めましょう。 ● 浄化槽を利用している世帯は、保守点検・清掃・法定検査を定められた時期に適切に実施しましょう。
事業者の役割	● 洗剤の製造業者及び販売業者は、生活排水の汚濁負荷量の削減に有効な洗剤の開発または供給を行いましょう。 ● 浄化槽、その他生活排水処理施設の製造業者は、生活排水を適正かつ低環境負荷で処理できる設備や施設の開発を行いましょう。

生活排水処理に関する目標

生活排水処理目標は、「幸田町污水適正処理構想(平成 29 年(2017 年)3 月)」の計画普及率(目標年次令和 7 年(2025 年))をもとに、計画処理区域内人口の推計値で案分して算出しました。

ただし、本目標は、全県域污水適正処理構想とは異なります。

○生活排水処理率の目標値

目標指標	実績値	中間目標	達成目標
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)
生活排水処理率	97.0%	97.3%	100.0%

注)生活排水処理率:水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

【出典】環境課資料

○行政区域内人口、計画処理区域内人口と水洗化・生活雑排水処理人口の目標値

目標指標	実績値	中間目標	達成目標
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)
行政区域内人口(人)	42,191	42,351	43,153
計画処理区域内人口(人)	42,191	42,351	43,153
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	40,936	41,223	43,153

【出典】環境課資料



3. 食品ロス削減推進計画

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことを指します。

食品ロスに関する問題は、「持続可能な開発目標 (SDGs)」においても食料廃棄物の減少が目標の一つに位置付けられているなど、世界的に重要な課題となっています。日本でも、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存している中、年間 643 万トン（環境省・農林水産省による平成 30 年度 (2018 年度) 推計値）の食品ロスが発生していると推計されています。

基本方針



基本方針

1 食品ロス発生を抑制する意識向上の促進

町、町民、事業者が一体となって食品ロス削減に取り組むために、積極的な情報発信及び環境学習を通じて普及啓発を行います。

基本方針

2 食品ロスの実態調査及び調査・研究の推進

家庭から排出される食品ロスの実態を調査し、調査の結果から判明する食品ロス発生量について情報発信するとともに効果的な食品ロス削減方法について検討します。

食品ロス削減推進に向けた町、町民、事業者の役割

実施主体	実施内容
町の役割	● 広報、町ホームページ、イベントなどを通じて、食品ロス削減に対する意識の向上を図ります。 ● 補助金交付を通し、生ごみ処理容器・処理機の普及を促進します。 ● 食品ロス削減を更に進めるため、排出されるごみ内の食品ロスの実態把握に努めます。 ● 使用済み食用油の店頭回収を継続し、リサイクルしていきます。 ● 町民及び事業者の食品ロスに対する意識調査を実施します。 ● フードドライブを通じて、支援を必要とする方に食品を寄附するなど、未利用食品の有効活用を進めます。
町民の役割	● 生ごみ処理容器・処理機の購入を検討し、家庭内の生ごみを自家処理・堆肥化します。 ● 食材を丸ごと使う、食べ残しの出ない食事を心掛けるなど、食品ロス削減に努めます。 ● 食品が余ってしまった場合は、フードドライブを利用します。
事業者の役割	● 自らの事業活動に伴い発生する食品ロスについて把握し、その削減につながる取組を実施します。 ● 食品ロスを削減するため、仕入れ方法や販売方法を工夫するとともに、これらの行動を消費者に発信していくことで、消費者の理解の促進に努めていきます。 ● 期限切れで燃やすごみとして廃棄する食品については、再生利用等されるようにします。

食品ロス削減推進に関する目標

国内で発生する食品ロスは年間 643 万トン(平成 30 年度(2018 年度))と推計されます。

本町においても燃やすごみに占める食品ロスは食品廃棄物全体で 2,081 t^{*}(令和 4 年度・生活系燃やすごみ)と推計されており、多くの食品が廃棄されている現状があります。この計画の期間中に意識・実態調査を実施することにより、正確な数値に基づく目標設定の基礎を積み上げるとともに、町民及び事業者、町が連携し、食品ロス削減に向けた行動を実践しやすい環境づくりを行い、取組を推進します。

※生活系燃やすごみ 6,174 t (令和 4 年度清掃事業概要) × 令和 4 年度環境課実施組成分析結果による食品ロス率 33.7%を基に推計。



幸田町一般廃棄物処理基本計画（平成26年度～令和10年度）

概要版

編集：幸田町 環境経済部 環境課
〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
TEL:0564-62-1111(代表)

